

三重大学自然科学系技術部
○中子 元芳, 石河 秀樹, 一志 真子, 松原 伸樹, 小川 寛, 中川 泰久,
黒澤 俊人, 坂元 舞, 松田 知世, 脇田 幸子, 前川 幸子, 高松 広記
nakako@chem.mie-u.ac.jp

平成 28 年に労働安全衛生法が改正され、一定の有害性がある化学物質を取扱う事業場において労働災害を防止するために、リスクアセスメントの実施が義務付けられた。三重大学自然科学系技術部では平成 29 年度より、化学物質を取扱う研究室等における個々のリスクアセスメント実施状況を確認するため、巡視業務を開始した。今年度で 3 回目の巡視となることから、これまでの取り組みや巡視状況等についての報告を行う。

労働安全衛生法では、化学物質の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれのリスクを見積もり、リスクの低減措置の内容を検討する一連の流れをリスクアセスメントと定義している。現在リスクアセスメントの実施が義務付けられている化学物質（＝対象物質）は673物質に上り、これらの物質を製造または取扱う事業場は全て、リスクアセスメント実施義務の対象となる。そのため三重大学においてもリスクアセスメントの実施義務があるが、学内の各研究室における化学物質の使用状況は様々であり、全ての使用状況を把握することが困難であった。そこで人事労務チーム安全管理担当より依頼を受けた自然科学系技術部が、安全管理担当者と連携しながらリスクアセスメント実施状況確認を行っている。

対象物質を取り扱う研究室等に、まずは所有する対象物質の把握のために図1の対象物質リストへのリストアップをしていただいた。図1のリストにおいて、対象物質を所有するのみで使用していない場合等も区別できるように昨年度の様式から少し変更を加えた。リストアップした対象物質のうち、リスクアセスメントの実施が必要な物質（使用方法によりリスクアセスメントの省略が可能な場合がある）について、リスクアセスメント実施ツールを用いてリスクアセスメントを実施していただくこととした。リスクアセスメント実施ツールは主にリスクの見積りを支援するツールであり、Web上でいくつか公開されている。近隣の福井大学でも独自のツールが開発・公開されており、操作が簡単であることなどから三重大学でもこのツールを活用することとなったため利用させていただいている。

リスクセメント移動物検査リスト					
所長	〇〇所長	〇〇所長	〇〇〇〇所長	(〇〇〇所 〇所)	
検査項目	上流 左岸	上流 右岸	中流 左岸	中流 右岸	下流 右岸
81 河川敷において、リスクセメント製剤投付の検査結果に基いて行うべき作業は、以下の通り。					
1	最も上流側から河川敷においてリスクセメント製剤を調査	CAS番号	製造年 製造ロット	製造場所 (国産・海外)	製造物検査報告書(1)の検査結果がリスクセメント製剤と一致する場合は、 製造物検査報告書(2)の検査結果 を参照する。
2	1と同じ	87-98-1	製造年 製造ロット	製造場所 佐賀県 佐賀市	製造物検査報告書(2)の検査結果が、 製造物検査報告書(1)の検査結果 と一致する場合は、 製造物検査報告書(2)の検査結果 を参照する。
3	2と同じ	188-00-1	製造年 製造ロット	製造場所 佐賀県 佐賀市	製造物検査報告書(2)の検査結果が、 製造物検査報告書(1)の検査結果 と一致する場合は、 製造物検査報告書(2)の検査結果 を参照する。
4	3と同じ	87-98-2	製造年 製造ロット	製造場所 佐賀県 佐賀市	製造物検査報告書(2)の検査結果が、 製造物検査報告書(1)の検査結果 と一致する場合は、 製造物検査報告書(2)の検査結果 を参照する。
5	4と同じ	99-98-1	製造年 製造ロット	製造場所 佐賀県 佐賀市	製造物検査報告書(2)の検査結果が、 製造物検査報告書(1)の検査結果 と一致する場合は、 製造物検査報告書(2)の検査結果 を参照する。
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					

図1. リスクアセスメント対象物質リスト (2019年度更新版)

象物質の容器にはリスクアセスメント対象物質と記載されたシールを添付（図3）してもらうことで、使用時に分かりやすいような工夫を取っている。

図2. リスクアセスメント結果（表紙）

図3. リスクアセスメント対象物質シールの添付



リスクアセスメント対象物質

図2. リスクアセスメント結果（表紙） 図3. リスクアセスメント対象物質シールの添付

4. リスクアセスメント巡視

巡視開始前に、巡視期間や日程調整方法、巡視人数等について取り決め、また巡視内容について巡視者によって違いが出ないようにメンバー間で事前確認を行った。巡視内容については、各研究室担当者より提出された対象物質リストをもとに、対象物質の本数やシール添付及び使用状況の確認とリスクレベル判定結果の掲示等の確認を行うこととした。巡視時には、使用状況の変更や新たに使用を開始した対象物質があればリストへの追加訂正と適宜リスクアセスメントツールでのリスクアセスメント実施を研究室担当者をお願いした。巡視後は、各研究室におけるリスクアセスメント実施状況を図4の巡視報告書にまとめ、安全管理担当へ報告を行った。提出した報告書をもとに安全管理担当から研究室担当者に巡視結果（不適事項があればその詳細）が通知される。不適事項があった研究室には改めて対応いただいているため、再巡視は行わず、次回以降の巡視の参考としている。

図4. 巡視報告書

5. おわりに

リスクアセスメント巡視の日程調整や巡視方法など、研究室側と巡視側双方の負担が軽減されるよう、変更や改善すべき点はまだまだあるが、巡視先の研究室等の担当者には大きく協力いただけていることに感謝したい。労働安全衛生法に則り、化学物質のリスクアセスメントが適正に実施されることを目的として、安全管理担当と連携しながら今後も課題の改善等に努めていければと考えている。

謝辞

本巡視業務が円滑に進むようご尽力いただいた人事労務チーム安全管理担当の皆様に、本紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。